

議事（3）

第3次赤磐市男女共同参画基本計画
(平成29年度～令和3年度)

令和3年度実施状況報告書

令和4年8月

赤磐市

目 次

計画の体系 P 1

男女共同参画社会を実現する基盤づくり P 4

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革
- (2) 人権を尊重する意識の醸成

男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり P 7

- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 雇用の分野における男女共同参画の推進
- (3) 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進
- (4) 地域社会における男女共同参画の推進
- (5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

誰もが安心して暮らせる環境づくり P 12

- (1) 生涯を通じた健康づくりへの支援
- (2) さまざまな困難を抱える男女への支援

男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり P 14

- (1) 暴力を防ぐ環境づくりの推進
- (2) 相談・支援体制の充実

計画の体系

| 基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤づくり | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 重点目標 | 施策の方向性 |
| 1 視点に立った意識の改革 | 1. 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実 |
| | 2. 学校における男女平等に関する教育・学習の推進 |
| | 3. 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 |
| | 4. 男女共同参画を推進する人材の養成 |
| | 5. 男女共同参画に関する情報収集・提供、調査・研究の推進 |
| 2 人権を尊重する意識の醸成 | 1. メディアにおける人権を尊重した表現の促進 |
| | 2. ストーカー、性犯罪等の防止 |
| | 3. 性的マイノリティへの理解の促進 |

| 基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり | |
|------------------------------|-------------------------|
| 重点目標 | 施策の方向性 |
| 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 | 1. 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 |
| | 2. 企業・地域団体等における女性の参画促進 |
| 2 雇用の分野における男女共同参画の推進 | 1. 男女の均等な機会と待遇の確保 |
| | 2. 女性の就労継続の促進 |
| | 3. 女性のチャレンジ支援 |
| 3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進 | 1. 就業環境の整備 |
| | 2. 経営・事業運営への女性の参画拡大 |
| 4 地域社会における男女共同参画の推進 | 1. 地域における男女共同参画の推進 |
| | 2. 防災分野における女性の参画拡大 |
| | 3. 国際社会における男女共同参画の推進 |
| 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | 1. 仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進 |
| | 2. 家庭生活における男女共同参画の推進 |
| | 3. 子育て・介護の支援体制の充実 |

| 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり | |
|------------------------|----------------------------|
| 重点目標 | 施策の方向性 |
| 1 生涯を通じた健康づくりへの支援 | 1. 生涯を通じた男女の健康支援 |
| | 2. 性と生殖に関する健康と権利の重要性の普及・啓発 |
| 2 さまざまな困難を抱える男女への支援 | 1. ひとり親家庭等への自立支援 |
| | 2. 高齢者への支援 |
| | 3. 障害者への支援 |

| 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり | |
|------------------------------|--------------------------|
| 重点目標 | 施策の方向性 |
| 1 暴力を防ぐ環境づくりの推進 | 1. 暴力の発生予防の推進 |
| 2 相談・支援体制の充実 | 1. 相談体制の充実 2. 支援体制の充実 |

【施策内容に対する達成度】

1=おおむね目標を達成（100%～80%） 2=やや不十分（80%～60%） 3=不十分（60%以下） 4=未実施

※ 数値目標の達成度が2、3、4に該当する場合は、その理由もあわせて『実施状況（3年度）』欄に記入してください。

※1 メディア・リテラシー

メディアを主体的に読み解き、活用し、コミュニケーションを創造する能力のこと。また、情報を見極める能力。

※2 性的マイノリティ（性的少数者）

同性愛者、体の性とこころの性が一致しない人などをいう。以下の頭文字をとって「LGBT」とも呼ばれる。

- ・L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・T（トランスジェンダー）：生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人

※3 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、固定的な性別による役割分担意識等から活動に参画する機会の男女間格差が生じている場合、これを改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実践していくもの。

※4 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の発言や行動を指し、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的いやがらせも、セクシュアル・ハラスメントとみなされる。

※5 マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産を理由に、解雇、雇い止め、降格などの不利益を被ったり、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

※6 育休復帰支援プラン

中小企業が、自社の従業員の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプラン。

※7 家族経営協定

農業経営を担う家族全員が、お互いの意思を尊重し合いながら、共同経営者として農業経営の作業分担や報酬、休日、家事等の作業分担について文書で取り決めたもの。

※8 認定農業者

市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で、市町村が地域における将来にわたる農業経営の担い手として認定した農業者。

※9 フレックスタイム（時差勤務）

1日の労働時間は一定とするが、出社・退社時間を各自が自主的に決定することができる勤務制度のこと。

※10 ワークシェアリング（仕事の分かれ合い）

労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。

※11 ファミリー・サポート・センター

会員組織により、育児に関する相互援助活動を行う。預かる側の提供会員と利用者側の依頼会員が共に登録し、アドバイザーが組み合わせ、相互援助する仕組み。

※12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、すべての人の、中でも女性が生涯にわたって、自らの健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。

※13 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

※14 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を対象に、相談や介護予防事業の実施、権利擁護事業など総合的に取り組む機関。市町村に設置されている。

基本目標1 男女共同参画社会を実現する基盤づくり

(1)男女共同参画の視点に立った意識の改革

(1)-①男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-----------|--|---|---|-------------|------|-----|-----|-----|--|-------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①広報・啓発の充実 | 広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、男女共同参画の視点に立った啓発を、広く市民に向けて行います。 | 月1回発行の「広報あかいわ」の編集作業においては、各課から提出された原稿をもとに記事を作成し、広く市民に向けた啓発を行うよう努めた。 ホームページへの掲載・内容変更については、各課へ事業の告知や報告を掲載するよう働きかけた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ホームページへの掲載・内容変更については、各課で行うため、引き続き積極的な働きかけが必要。 | 秘書広報課 |
| | 男女共同参画の意識を高めるためのセミナーを開催したり、イベントで啓発物を配布したりするなど、対面での啓発活動を行います。 | セミナーの開催や講演内容等を、広報紙やホームページ、新聞への掲載等の様々な手段、機会を通じて男女共同参画に関する情報の提供を行った。また、1ヶ月の「岡山県男女共同参画推進週間」には、「4コマ漫画で伝える男女共同参画」と題して、様々な状況・テーマにおける男女共同参画について、4コマ漫画を読んでもらうことで啓発を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 広報紙を活用して情報発信しているが、広報紙を読んでいる年代に偏りがある。 ホームページは、SNSとも共有し、より詳細に今後情報を発信していく。 | 協働推進課 |
| ②セミナー等の開催 | 固定的な性別役割分担意識などを解消し、男女が平等に社会に参画する意識定着を図るためにセミナーや研修会を開催します。 | 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市主催のイベントが十分には実施できなかった。そのため、市役所等様々な公的施設の窓口で啓発物品の設置を行い、啓発に努めた。 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | コロナ禍でも、市民への意識付けをどうしていくかが課題である。 | 協働推進課 |
| | 市民一人ひとりの人権意識を高め、性別による差別を含めたあらゆる差別を排除するためのセミナー等を開催します。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市主催イベントが中止となり、掲示ポスター・チラシ等での啓発となった。 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 啓発活動の中で、市民への意識付けをどうしていくかが課題である。 | 社会教育課 |

(1)-②学校における男女平等に関する教育・学習の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|------------|---|--|---|-------------|------|-----|-----|-----|---|-------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①男女平等教育の推進 | 人権教育推進体系に男女共同参画、男女平等教育にかかる指導を適切に位置づけ、年間指導計画に基づいて、より意図的・計画的な指導を行います。 | 各校園では、人権教育全体計画、年間指導計画の中に男女平等に関する指導内容を系統的に位置づけ、各教科や体験活動と関連を考慮しながら行っている。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 学校生活や体験活動の中で、実践につながるアウトプットの在り方を研究する必要がある。 | 学校教育課 |
| ②教職員の研修 | 教職員の男女共同参画の理念に基づく適切な指導力と資質の向上を図るため、研修会などを行います。 | 各校園では、同僚性や人権意識を高める研修を実施した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 研修内容の充実を図るため、最新資料の収集に努める。 | 学校教育課 |

(1)-③家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|------------------|--|--|---|-------------|------|-----|-----|-----|---|----------------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①セミナー・研修会等の開催 | 家庭や地域における男女共同参画意識を高めるため、若年層や男性も参加しやすいような男女共同参画の学習機会の提供や内容の充実を図ります。 | コロナの影響で1回のみの開催となったセミナーは、幅広い年齢層の参加があった。男性・若年層の参加もあったが、やや少なかった。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 今後も、男性・若年層が参加しやすくなるテーマの検討が必要である。 | 協働推進課 |
| | 家庭での男女平等の意識を高めるために、子どもの保護者を対象に、参観日や就学時健康診断などの機会を活用して子育てや家庭に関する学習機会を提供します。 また、学習機会に参加できない保護者への啓発方法について検討します。 | 就学前子育て講座を8箇所、思春期子育て講座を5箇所で開催した。また、地域での子育ての仲間づくりを目的に、親子であそぼう講座を3回開催した。子育て世代が集まる企画を行うことにより、子育てをする仲間づくりのきっかけとなるとともに、講座を通して家族の役割について考え、夫婦・家族力を深める講座となった。 親育ち応援学習講座を2回開催し、要望のあった団体に、家庭教育支援員を2回派遣し、講座を開催した。 定例相談「ファミリア」を毎週月曜日と第2・4木曜日にも開催した。 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 公民館講座「親子であそぼう講座」は、親子で参加したり、定例相談「ファミリア」では、両親で相談にくる家庭もあり、子育てをする仲間づくりのきっかけや男女共同参画の意識向上につながる事業になった。しかし、家庭における男女共同参画の意識の向上につながる企画が少ないため、充実していく必要がある。 | 社会教育課 中央公民館 |
| ②学習機会参加のための環境づくり | 地域の誰もがセミナーや学習会などに参加できるよう、託児・要約筆記・手話通訳の実施、開催時間の配慮などの環境づくりに努めます。 | セミナー等において、託児、手話通訳、要約筆記等を行い、参加しやすい環境づくりに努めた。 また、平日に限らず土日に開催するなどの配慮を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 託児の申込がないときもある。曜日・時間帯についても、アンケートでの希望結果等をふまえた検討が必要。 需要がなくても、今後も託児・手話通訳等準備はする。 | 関係各課 |

(1)~(4)男女共同参画を推進する人材の養成

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|---------------|---|--|------|-------------|-----|-----|-----|--|-------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①啓発・推進リーダーの養成 | 男女共同参画に関する講座やセミナー、講演会への参加を通して、家庭や地域、職場などで男女共同参画について啓発するリーダーを養成します。 | 男女共同参画セミナー（年1回）を開催した。 第1回：セクシュアルマイノリティ（LGBT等）について知ろう～カミングアウトされたらどうする？～ 今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1回の実施となつた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | セミナーについては、参加者の幅広い年齢層・男性参加者の増加につなげるための内容を検討する。 また、男女共同参画団体ネットワークの活動を、より充実させることにより、リーダーを養成することが必要である。 | 協働推進課 | |
| ②じんけん学習講座 | 市民を対象に、人権問題に関する講座の開催や、親子じんけん学習講座などの視察研修の実施により、学校や地域、家庭などで男女共同参画に関する世論形成の核となる人材を育成します。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年とおりの講座は出来なかつたが、人権学習出前講座を行い、男女共同参画を図った。 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の参加を促す。 | 社会教育課 | |

(1)~(5)男女共同参画に関する情報収集・提供、調査・研究の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|---------------------|---|--|------|-------------|-----|-----|-----|--|-------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①各種情報の収集・提供 | 各種啓発事業の充実に向けて、関係団体・グループの男女共同参画に関する活動状況を把握します。 | 赤磐市男女共同参画団体ネットワークとの共催により、セミナー（1回）を開催した。 なお、会員交流会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3年連続で中止となつた。 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 参加者の幅広い年齢層・男性参加者の増加につなげること。特に、若者の参加率アップを目指す。 また、コロナ禍においても、各団体間の交流をどう図っていくかが課題である。 | 協働推進課 | |
| | 国・県・他市町村などの男女共同参画に関する取り組みなどを情報収集し、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して広く市民に情報提供します。 | 国、県、他市町村等の取り組み結果の情報収集のほか、赤磐市男女共同参画基本計画に関する実施状況調査を行い、結果を審議会等で報告し、委員より意見をもらつた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 引き続き、ホームページ等を活用しながら、随時幅広く情報提供を行い、公的な機関から周知を促していく。 | 協働推進課 | |
| ②市民意識調査の実施、検証、結果の公表 | 市の取り組み成果の検証や、今後取り組むべき施策について検討するために、市民や事業所などを対象に男女共同参画に関する意識や実態を定期的に調査します。 また、その調査結果を公表します。 | 男女共同参画のセミナーを実施した際には、アンケートをとり意見を聞いた。その意見を審議会にて公表した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | アンケート結果を検証し、今後に反映させていく必要がある。 | 協働推進課 | |

(2)人権を尊重する意識の醸成

(2)-①メディアにおける人権を尊重した表現の促進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|---------------------|--|--|------|-------------|-----|-----|-----|---|--|-------------------------|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 1 | | |
| ①メディア・リテラシー教育の普及・啓発 | 児童・生徒、教職員、保護者をはじめ広く市民を対象に、メディア・リテラシー（※1）の向上に向けた学習機会を提供します。 | 各学園で実施している職員研修会、児童会・生徒会の取組、授業において、情報モラルの啓発を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 今後のコロナ対応を踏まえたWebを活用した授業展開やGIGAスクール構想を推進するうえでも情報モラル、メディアリテラシーの指導計画の見直しが必要。・高齢者を対象とした学習機会が少ない。 | 協働推進課 学校教育課 社会教育課 |
| ②市の刊行物等への表現の留意 | 市の広報物、印刷物などに、固定的な性別役割分担意識や性差別の助長につながるような表現がないように留意します。 | 月1回発行の「広報あかいわ」の編集作業にあたっては、各課から提出された原稿を精査のうえ、適当でないものについてはその都度修正を行い、性差別につながる表現を使用しないよう努めた。 ホームページの掲載、内容変更については、性差別につながる表現を使用しないよう努めた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 広報紙、ホームページの掲載内容に、固定的な性別役割分担意識や性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに各課への働きかけが必要。 | 秘書広報課 協働推進課 関係各課 |

(2)-②ストーカー、性犯罪等の防止

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-------------------------|--|--|------|-------------|-----|-----|-----|---|---|-------------------------|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 1 | | |
| ①広報・啓発 | 女性が主な被害者となるストーカーや性犯罪などは男女共同参画社会の実現を妨げる要因であり、また重大な人権侵害であることを、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して啓発します。 | 啓発資料を窓口等へ設置し、情報提供を行った。 ・公共施設の女性トイレ等にDV相談カードの設置及び広報紙やホームページでの相談窓口の周知を行った。また、女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)及び児童虐待防止推進月間(11月)の啓発の一環として、期間中に、啓発物品を各公的施設窓口に設置するとともに、バーブルリボン×オレンジリボンツリーを市役所正面玄関前に設置した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 各機関が連携した戦略的な啓発活動が必要である。 | 協働推進課 子育て支援課 関係各課 |
| ②関係機関等との連携による相談・支援体制の充実 | 警察、県、医療機関、弁護士などと連携して相談・支援・救済体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。 | 相談内容に応じて、関係機関及びDV等相談支援ネットワーク連絡会議の関係各課と連携して適切に対応した。 環境は整備しているが、市営住宅管理に関して上記の相談等なし。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 関係機関との連絡調整が難しい。各機関の役割・機能を明確にし、日頃から連携をしていくことで、スムーズになるのではないか。 | 協働推進課 子育て支援課 |
| | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 関係機関とも連携し、相談できる体制を整えておく。相談がある場合、迅速に対応する。 | 建設課 |

(2)-③性的マイノリティへの理解の促進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|--------|---|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|---|-------------------------|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 1 | | |
| ①広報・啓発 | 性的マイノリティ（※2）に対する差別や偏見をなくすために、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、理解の促進に向けた啓発を行います。 | 人権学習講座などの機会に、冊子やパンフレット、チラシなどを配布したり、窓口に情報ラックを設置したりすることにより啓発を行った。 ・各校園において、人権教育の全体計画・年間計画の中で系統的に位置付けた指導を行った。 ・広報紙やホームページ等の様々な手段、機会を通じて情報の提供を行った。 また、セミナーでは、セクシュアルマイノリティ（LGBT等）についてをテーマに行い、理解の促進に努めた。 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 性的マイノリティに対する理解を深めるパンフレットやチラシの配布、専門知識を有する講師による講座等の開催の機会を増やす。 ・最新の指導資料を盛り込んだ年間指導計画の見直しが必要。 | 協働推進課 学校教育課 社会教育課 |

基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

(1)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

(1)-①市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|------------------|--|---|------|-------------|-----|-----|-----|--|------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①審議会等への女性の参画促進 | 各課は男女共同参画の視点に立って、各種審議会等に女性を積極的に登用するとともに、女性のいない審議会の解消に努めます。 | ・各部署に各種審議会等の女性の登用について各部署に状況確認を行うとともに、女性の割合が少ない審議会の解消に努めた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 女性率は30%台前半で横ばいが続いているため、目標達成のため更に推進が必要。 | 関係各課 | |
| ②市の管理職への女性の積極的登用 | 能力のある女性のさらなる活躍を推進するため、市の管理職に女性職員を積極的に登用します。 | 優秀な人材を性別に関係なく、管理職に登用している。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 管理職のみならず、性別によらない担当配置についても、検討が必要である。 | 総務課 | |

(1)-②企業・地域団体等における女性の参画促進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-------------------|--|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|----------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①女性の参画促進のための啓発 | 女性の参画促進や指導的地位に占める女性の割合の増加に向けて、企業がポジティブ・アクション（※3）に取り組みやすいうように、研修会や取り組み事例、導入方法などを情報提供します。 また、地域団体等においては、赤磐市男女共同参画団体ネットワークへの登録を促進し、会員の交流会や研修会を通して女性の参画促進を図ります。 | ・毎週金曜日に本庁においてハローワークと協力による出張職業相談を開催した。 ・男女共同参画団体ネットワークとの共催で、セミナーを開催した。 男女共同参画団体ネットワークにおいては、運営委員会やセミナー等を行い、男女共同参画の普及・啓発に努めるとともに、団体のことを広報あかいで掲載したり「ネットワーク広報」を市民コーナー等各公的施設に配布したりするなど、団体の登録を促した。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | ・幅広い年齢別の女性の参加者の増加につなげること。 ・対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ②性別役割分担意識解消のための啓発 | 企業における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、様々な手段や機会を活用して啓発に努めます。 | 岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）や、市が開催する講演会やセミナー等のチラシを配布した。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 女性の参画促進のためには、女性の意識改革と男性の理解と協力を促す必要がある。 対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |

(2)雇用の分野における男女共同参画の推進

(2)-①男女の均等な機会と待遇の確保

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-------------------------------|---|--|------|-------------|-----|-----|-----|--|-----------------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①関係法令等の情報提供 | 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの労働に関する各種法律について、広報紙などで広く情報提供します。 また、商工会など関係機関と連携して、雇用者及び被雇用者双方への情報提供に努めます。 | 育児・介護休業法などの労働に関するパンフレットや、ハローワークの定期的求人情報を設置するなどして、広く情報の提供に努めた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ②ポジティブ・アクションの周知・啓発による男女間格差の是正 | 昇進や賃金、職種など男女間の格差は正が図られるように、職業安定所や商工会などと連携し、企業に対してポジティブ・アクションの周知・啓発を行います。 | ハローワークや商工会等との連携を図りながら、格差は正に向けて啓発を図った。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | ハローワークや商工会等との連携をさらに図り、継続的な啓発活動が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ③非正規雇用労働者の待遇改善、正社員への転換の推進 | 雇用における男女間格差のは是正や男女が共に活躍する社会の実現を目指して、国の方針などに基づきながら、企業に対して非正規雇用労働者の待遇改善、正社員への転換を推進します。 | 非正規雇用労働者の待遇改善や、正規職員転換に関するパンフレット等の設置により、周知啓発を行った。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ④相談・支援体制の整備 | 労働に関する差別的取り扱いや男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談などに対して、関係機関と連携して適切な対応・指導を行います。 市の職員に対しては、県の人事委員会などと連携し相談を実施します。 | 市主催で、弁護士による無料法律相談や、人権擁護委員や行政相談委員によるなやみごと・行政相談の開催等、関係機関との連携による相談体制を推進し、適切な対応・指導に努めている。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 相談月により、相談者の人数にばらつきがある。また、複数回相談に訪れている人もいる。 相談できる場の広報・PR方法について考え、積極的な周知に努める。 | 協働推進課 商工観光課 総務課 | |
| ⑤職場環境の整備 | 職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して啓発します。 | 性別役割分担意識の解消に向けて、広報紙やホームページの掲載、パンフレットを協働推進課窓口など各関係機関に設置することで啓発に努めた。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。 今後、関係するチラシ等を協働推進課のホームページに掲載し、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 | |
| | セクシャル・ハラスメント（※4）、マタニティ・ハラスメント（※5）などの各種ハラスメント防止に向けて、広報紙による啓発に努めます。 市の職員に対しては、各種ハラスメントの発生防止の徹底を図ります。 | ・市職員に対しては、セクシャル・ハラスメントは懲戒処分の対象として、発生防止の徹底を図っている。 各所属とも連携して、広報紙などの掲載等によって防止の情報提供に努めた。 ・広報紙やホームページの掲載、パンフレットの設置等によって各種ハラスメント防止の情報提供に努めた。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | セクシャル・ハラスメントは、受け止める側の捉え方によるものであるため、男女間わざ職場での言動には注意が必要（業務以外の余計な言動は慎む）。 | 協働推進課 総務課 | |

(2)-②女性の就労継続の促進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|----------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①男女の育児・介護休業取得促進・短時間勤務制度等の普及促進 | 育児や介護などにより退職を余儀なくされないように、企業に対して、育児・介護休業制度の実施や休業の取得促進・短時間勤務制度の実施など従業員のライフステージに配慮した取り組みの普及・促進に努めます。 | チラシやパンフレット等を用いた情報提供により育児・介護休業取得や短時間勤務制度の普及・促進に努めた。 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | • チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 • 今後、関係するチラシ等を協働推進課のホームページに掲載し、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ②育休復帰支援プランの活用促進等による就労継続に向けた環境づくりの推進 | 従業員の育児休業の取得促進及び育児休業後の職場復帰が円滑に進むように、企業に対して「育休復帰支援プラン（※6）」などの女性の就労継続の支援制度や、企業の取り組み事例などを情報提供します。 | 育児・介護休業法などの労働に関するパンフレットやチラシの設置等によって企業の取り組み事例を紹介する等情報提供に努めた。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | • チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 • 今後、関係するチラシ等を協働推進課のホームページに掲載し、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 商工観光課 | |

(2)-③女性のチャレンジ支援

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|------------|---|--|------|-------------|-----|-----|-----|---|----------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①再就職の支援 | 再就職を支援するセミナーや制度に関する情報、求人情報について、情報誌やホームページなどで情報提供します。 | • ハローワークからの求人情報について、窓口に設置するなどの情報提供を行った。 • 「女性のための就職応援フェア」を開催し、オンラインでセミナー等を行った。 • 岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）が実施する再就職を支援するセミナーや講座などについてのチラシを関係各所に設置する等により、情報提供を行った。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | • 幅広い年齢別の女性の参加者の増加につなげることが必要である。 • 毎日発行される求人情報を窓口配布にて情報発信しているが、見て手に取り、情報収集する人の数が限られている。 今後、関係するチラシ等を協働推進課のホームページに掲載し、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ②職業能力開発の支援 | 県や商工会などが実施する女性の職業能力を高めるための学習機会や資格取得のための講座などについて、広報紙やホームページなどで情報提供します。 | • 県等が実施する職業能力向上や資格取得等のための研修会、講習会についてチラシの設置等で情報提供を行った。 • 岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）が実施するセミナーや講座などについてチラシやパンフレットの設置等により情報提供を行った。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ③起業の支援 | 国・県・市や商工会・関係機関が実施する起業のための支援制度や異業種交流会などについて、各種媒体により情報提供します。 また、商工会と連携した啓発を行います。 | • 国・県で実施する各種支援制度について情報提供を行った。 • 市の支援制度についてもホームページの活用や商工会と連携した啓発を行い、対象者に奨励金の交付を行った。 • 平成27年度から実施しているあかいわ創業塾において起業家の育成を行った。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 起業後も安定した経営が行えるよう、商工会等との連携を図り、継続的な支援が必要である。 | 協働推進課 商工観光課 | |
| ④新しい働き方の提案 | クラウドソーシング（在宅・遠隔就労）など多様な働き方のできる雇用を確保し、女性の希望に応じた魅力的な就業の機会の創出を図ります。 | 初級セミナー（4回）、特別講座（1回）を開催した。初級セミナーには定員を超える申し込みがあり、コロナ禍で興味関心が高まっている。これまでの受講生を対象としたスキルアップ講座（2回）も開催した。受講生の新たな活躍の場として、市民協働事業で卒業生を中心とした市民ライターが赤磐市の魅力を伝える記事を作成しHPに掲載する取組もスタートしたり、スキルを身につけて収益をあげている卒業生も出てきている。 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | セミナー途中で辞める受講生もいることから、セミナー後も継続して取り組む意欲のある受講生を選定し、活動を継続していく人を増やし、現在の講師を助けることができる新たな講座運営の担い手を育成する。 | 政策推進課 | |

(3) 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進

(3)-① 就業環境の整備

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|----------------------|--|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|--|-----------------------|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①農林業・自営の商工業従事者への意識啓発 | 農林業・自営の商工業に従事する女性の労働状況等の実態把握に努めるとともに、就労環境の改善に向けた啓発を行います。 | ・認定農業者における女性の割合は増えていない。就農パンフレットに女性農業者や夫婦で就農したケースを掲載している。 ・農業経営者クラブ、認定農業者、商工会及び晴れの国岡山農協等との連携・協力を図り、農林業・自営の商工業に従事する女性の生活時間や労働状況等について、実態の把握に努め、就労環境の改善に向けた啓発に努めた。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 農業は、自然が相手のものであり、力仕事も多く、繁忙期や活不況の振れ幅が大きい。就農者自身が現状をきちんと分析し、自らが改善に努められるよう、今後も啓発を行っていく。 ・商工会等との連携を図り、継続的な啓発活動が必要である。 | 農林課 商工観光課 協働推進課 |
| ②家族経営協定の推進 | 男女が対等なパートナーとして農業経営に参画できるよう、大規模農家を対象に家族経営協定（※7）の普及・啓発に努めるとともに、結婚に向けた相談・支援を行います。 | 家族経営協定締結農家数は増えている。就農パンフレットに女性農業者や夫婦で就農したケースを掲載している。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 農業は、自然が相手のものであり、力仕事も多く、繁忙期や活不況の振れ幅が大きい。就農者自身が現状をきちんと分析し、家族経営体の構成員となるよう、今後も啓発を行っていく。 | 農林課 |

(3)-② 経営・事業運営への女性の参画拡大

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|------------------|--|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|---|--------------|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①女性の認定農業者等の育成支援 | 農業経営への女性の参画を推進するために、認定農業者（※8）制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の認定農業者の育成を支援します。 | 認定農業者制度の普及に努め、地域農業の担い手として認定農業者を育成・支援し、農業経営の拡大と安定を支援するとともに、男女共同参画について普及・啓発に努めた。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 農業は、自然が相手のものであり、力仕事も多く、繁忙期や活不況の振れ幅が大きい。女性農業者自体が限られる。 | 農林課 |
| ②方針決定過程への女性の参画拡大 | 農林業・自営の商工業における経営面や農業委員会等の政策方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発を行います。 | 地域の農業のあり方（人と農地）について検討する「人・農地プラン」の検討会のメンバーに女性農業者の登用を行った。 商工会の女性部で活発に活動している他、市内イベントに係る実行委員会にも参画し、方針決定にも関わっている。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 認定農業者や新規就農者など女性農業経営者からの意見聴取も行い、女性の意見を多く取り入れりような配慮を行いたい。 | 農林課 |
| ③女性経営者育成の支援 | 女性農業者等を対象に、農作物を活用した特産品開発、農作物の加工技術の向上に向けた支援を行います。 商工会などが実施する経営管理に関する研修会など、女性経営者を育成するための支援に関する各種情報を提供します。 | 赤磐ふるさとの味研究会（女性6名）を通じて地域食材を使った特産品開発に取り組んだ。併せて、レシピの公表など、PR活動を通じて情報提供に努めた。 赤磐商工会等が実施する技術・経営能力向上のための研修会について、広報紙等で情報提供を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 認定農業者や新規就農者など女性農業経営者からの意見聴取も行い、女性の意見を多く取り入れりような配慮を行いたい。 効果測定が難しい。商工会等との連携を図り、継続的な啓発活動が必要である。 | 農林課 商工観光課 |

(4) 地域社会における男女共同参画の推進

(4)-① 地域における男女共同参画の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|--------------------|--|--|------|-------------|-----|-----|-----|--|-------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①地域活動団体による啓発活動への支援 | 市内のボランティア団体やNPOの地域活動団体に対して男女共同参画について啓発するとともに、地域活動団体による啓発活動の推進とその活動支援を行います。 | あかいわボランティアセンター（事務局：社会福祉協議会）と連携し、運営委員会等で情報交換を実施した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。窓口配布だけでなく、ホームページ等発信する場を増やすことを検討していく。 | 協働推進課 | |
| ②男女共同参画団体ネットワークの拡大 | 男女共同参画の意識を地域全体に広げていくために、赤磐市男女共同参画団体ネットワークに登録する団体の増加に努めます。 | セミナー等を行い、男女共同参画団体ネットワークの存在を周知した。また、団体のことを広報あかいわに掲載したり「ネットワーク広報」を市民コーナー等各公的の施設や各公民館のグループ登録説明会にて配布したりするなど、団体の登録を促した。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 高齢化が進んでおり、既存の団体が継続していくことが難しい。今後は、赤磐市内の団体に働きかけを行なうなど、男女共同参画団体ネットワークのことを広く知らせ、参加団体の拡大に努める。 | 協働推進課 | |

(4)-② 防災分野における女性の参画拡大

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|----------------------|--|--|------|-------------|-----|-----|-----|---|-----------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①女性消防団員、女性防災士の確保の拡大 | 防災分野の女性の参画拡大及び女性の視点に立った防災の充実を図るため、女性消防団員及び女性防災士の確保に努めます。 | 女性消防団員数に増減はなかった。赤磐市内の行事やイベントなどで女性消防団員募集チラシを配ったりホームページを活用してアピールに努めた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 消防団員は男性が入団するものという意識が根強い。危険、体力がいるなどの固定観念が理由により選ばれる傾向にある。消防団は、危険なところに行くだけでなく普段から火災、災害に対する啓発活動などを行なう女性部もあることが伝えられていない。 | 消防総務課 くらし安全課 | |
| ②婦人防火クラブ員の増員促進 | 防災分野の女性の参画拡大及び女性の視点に立った防災の充実を図るため、女性防火クラブの組織を見直すことによる増員やクラブ活動の充実を図ります。 | 春・秋の火災予防運動期間中を中心として山火事防止キャンペーン及び住宅用火災警報器設置推進キャンペーンを実施。また防火防災知識の向上のため女性防火クラブリーダー研修会を実施した。 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | クラブ活動は視察研修を除き予定通り実施できたが、新規事業の拡大ははかれていない。またクラブ員の増員が課題ではある中、地域の後継者がない状況で増員に至っていないのが現状である。 | 予防課 くらし安全課 | |
| ③防災訓練・研修等における女性の参加促進 | 防災訓練・研修などへの女性の参加を促進するとともに、防災意識の向上に向けて訓練・研修等の内容の充実を図ります。 | ・土のう作りや避難所運営図上訓練、地区での防災講話をを行い、多くの女性の参加を得た。 ・育児中の母親対象の防災講座等を行い、多くの女性の参加を得た。 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 女性目線で考えた防災講話の開催数を増やし、今後市内で発生が考えられる災害に対応できるようにしていく。 | 予防課 くらし安全課 | |

(4)-③ 国際社会における男女共同参画の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|------------------------|---|--|------|-------------|-----|-----|-----|--|-------------------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①国際理解・異文化理解・多文化共生社会の推進 | 国際理解・異文化理解事業の内容の充実を図るとともに、日本人と外国人が異なる文化や価値観を互いに尊重しながらともに生活できる環境づくりを推進します。 | ・環太平洋大学の協力により、日帰り2日でグローバルキャンプ事業を行い、市内中学2年生6名が参加した。 ・小学校外国語活動・外国語科及び中学校外国語科の指導の充実を図るとともに、ALTとの連携により国際理解教育が進んでいる。 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | ・グローバルキャンプ事業の参加人数が年々減少傾向であるため、今後の事業の在り方について考える必要がある。 | 政策推進課 学校教育課 社会教育課 | |

(5)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(5)-①仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|---------------------------------|--|--|---|-------------|------|-----|-----|-----|---|-----------------------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①職場における育児休業・介護休暇をはじめとした休暇等の取得促進 | 市職員が男女共に積極的に育児休業・介護休暇等を取得するよう、制度の周知や勤務環境の改善とともに、職員個人及び組織全体の意識の醸成を図ります。 | 市職員については、該当者に対し制度を案内し、周知した。 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 各職域で、職員相互に配慮し、理解を示すことが必要である。そのためには、更なる周知・啓発が必要である。 | 協働推進課 総務課 |
| ②多様な働き方に向けた啓発 | 市内各事業所等や市民に対して、フレックスタイム（※9）やワークシェアリング（※10）、在宅勤務、労働時間の短縮などに関する情報を提供し、多様な働き方の推進に向けた啓発に努めます。 | ・チラシやパンフレット、事例集など多様な働き方にに関する国や県男女課からの情報について、関係各所に設置する等により情報提供を行い、啓発に努めた。 ・新しい働き方「クラウドソーシング」を普及していくために、初級セミナーを開始し、定員を超える多くの申込があった。受講生の感想を市のHPに掲載したり、卒業生が中心となり、組織作りを行い、市の情報を発信する市民ライターとして活動したり、チラシの作成を手掛けるなど活動の場を広げることで市民への周知につなげた。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ・多様な働き方でも稼ぐことができたり、地元企業等での業務を受注するような仕組みができるないため、各自のスキルアップとともにそれそれが持つスキルの把握を行い、アピールできるようにしていく。 ・今後、関係するチラシ等を協働推進課のホームページに掲載し、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 商工観光政策推進課 |
| ③長時間労働の削減に向けた啓発 | 市内各事業所に対して、家庭生活における男女共同参画を大きく阻む長時間労働の削減が推進されるよう啓発に努めます。また、市役所内においても、適正な人員配置などにより長時間労働の削減に努めます。 | ・長時間労働の削減に関するパンフレットやチラシの設置等によって情報提供を行い、啓発に努めた。 ・市役所では、毎月、所属長へ時間外勤務実績表を送付し、所属職員の勤務状況を把握し、特定の職員に業務が集中することが無いよう、所属内において職員間の業務の配分や見直し等を行ない、適正な管理に努めてもらうようお願いしている。 平成29年7月1日より、毎週金曜日をノーギャラリー、毎月第3及び最終金曜日をスーパー・ノーギャラリーとし、定時退庁を促している。 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | ・限られた人員配置の中で、特に、繁忙期には長時間労働が発生しており、削減が難しい状況となっている。 ・意識改革のため、長時間労働の要因を踏まえた支援制度の発信が必要である。 | 協働推進課 総務課 商工観光課 |

(5)-②家庭生活における男女共同参画の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-----------------|---|--|---|-------------|------|-----|-----|-----|--|-------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①男女共同参画の普及・啓発 | 広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、家庭生活における男女共同参画の普及・啓発を行います。 | 広報紙やホームページ、イベント等の様々な手段、機会を通じて関係チラシやパンフレットを配布するなど、継続的に男女共同参画の情報の提供を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 広報紙を活用して情報発信しているが、広報紙を読んでいる年代に偏りがある。 ホームページ・SNS等をより活用して、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 |
| ②男性の家事・育児への参画促進 | 男性の男女共同参画の意識を高めるために、子育て講座、乳幼児健康診査などを通じて、男性の家事・育児への参画を促進します。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため乳児ふれあい体験は中止となった。 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 参加者の増加につなげるため、乳児ふれあい体験、子育て講演会等について開催方法や内容を検討する必要がある。 訪問や乳幼児健診の父親の家事や育児参加の状況は高いとはいえない。父親の育児参画を推進するべく、健診時や事業で取り組んでいく。 | 健康増進課 |

(5)-③子育て・介護の支援体制の充実

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|----------------|---|---|---|-------------|------|-----|-----|-----|---|--------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①保育サービスの充実 | 仕事を持つ男女が安心して子育てができるように、一時預かり・延長保育など、多様な就学前形態にあつた保育サービスの充実を図ります。 | 市内の保育園14園（公立4園・私立10園）と認定こども園2園（公立1園・私立1園）の年間利用者数は、前年度から531人（3.2%）減となった。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 今後ニーズが高まることが見込まれ、保育士不足等の課題が懸念される。 | 子育て支援課 |
| ②放課後児童クラブの充実 | 就労などで家庭に保護者のいない小学生が安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの環境の整備・充実を図ります。 | 吉井地域の2クラブを運営し、他地域の18クラブの運営補助を行った。また、公立2クラブのひとり親世帯及び兄弟姉妹の利用者を対象とした保育料の減免を実施した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 支援員の確保が難しい。 対象児童の増加に伴う対応が必要である。 | 子育て支援課 |
| ③地域の子育て支援体制の充実 | 児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター（※11）など地域での子育て支援体制の充実や活動の周知に努めます。 | 地域での子育て支援体制の確立に向けた取り組みを行った。 児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター等の事業を実施した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | さまざまなニーズの発掘と、関係機関とのさらなる連携が必要である。 | 子育て支援課 |
| ④地域の介護支援体制の強化 | 地域包括ケアシステムの構築・充実の推進による介護・医療等のサービス充実や、介護する家族の孤立感や負担軽減に向けた相談体制の充実を図ります。 | 在宅医療・介護連携推進協議会にて、在宅療養支援に関する医療・介護の課題の検討を行い、サービスの充実に努めた。また広報誌を活用し在宅サービス利用について普及啓発に努めた。 認知症カフェや介護者教室についても感染対策を講じ開催し、本人・家族の負担軽減や相談体制の充実を図った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | コロナ禍の中、医療・介護事業者を対象としたスキルアップのための研修会の開催が困難。 また、住民に在宅医療・介護サービスについて気軽に相談できる機会を増やすため、関係機関とのさらなる連携が必要。 | 介護保険課 |

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1)生涯を通じた健康づくりへの支援

(1)-①生涯を通じた男女の健康支援

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施 策 内 容 に 対 す る 達 成 度 | | | | | 課 題 | 担当課 |
|------------------------|---|---|--|-----------------------|------|-----|-----|-----|---|---------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①健康管理の普及・啓発 | 健康診査・健康教育・健診相談などを通じて、健康管理に関する正しい知識の普及・啓発と生活習慣病予防に努めます。 | 一般健診43回実施、病態別健診4回実施。参加者延合計527人。健診相談23回実施、参加者延合計126人。 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 働き盛り等、幅広い年齢層への働きかけが必要である。 | 健康増進課 |
| | 子宮がん、乳がんについての正しい知識の普及・啓発とともに、これらのがんの早期発見に向けて検診受診率の向上に努めます。 | 検診受診者数は、子宮頸がん検診2,022人、乳がん検診（マンモグラフィ）1,922、乳がん検診（超音波）143人。乳がん検診（視触診・マンモグラフィ）については、岡山市内の医療機関で受診できる体制を整えた。女性がん検診について、広報でPRを実施。また、乳幼児健診等にて保護者へがん検診PRチラシの配布と啓発を行った。30歳代へは保育園や幼稚園を通して保護者へのPRを行った。 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 受診者数は、子宮頸がん検診、乳がん検診（マンモグラフィ）は増加している。乳がん検診（超音波）は横ばいとなっている。引き続き、乳がん・子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の啓発活動を行い、受診率の向上に努める。 | 健康増進課 |
| ②安心・安全な妊娠・出産の確保 | 早期の妊娠届の必要性について啓発するとともに、母子健康手帳の交付や交付時の啓発によって妊娠中の健康管理に関する正しい知識を普及します。 また、産科医療機関との連携を強化し、必要時には訪問・連絡調整等の支援を行います。 | 妊娠届出数：268件のうち、95.5%は、11週以内に届け出があった。妊娠届出時には、保健師や助産師が面接・保健指導を実施した。妊娠中から継続支援が必要な者には、産科医療機関とも連携を図りながら、その後の支援につなげた。また、産婦健診を継続実施し、産後の変化にも早期対応した。 全妊婦を対象とし妊娠34週以降～産後2週間までの間を目安に、助産師による電話相談を実施（271件）し、早期支援が必要な妊産婦について、迅速に対応した。 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 産科医療機関からのハイリスク連絡票にて迅速にケースに対応でき、連携も密になっている。精神科医療機関との連携体制が整いつつあるが、まだ不十分な状況である。 | 健康増進課 |
| ③スポーツ・レクリエーション活動への参加促進 | 生涯を通じた健康の維持・増進を図るために、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。 | ・スポーツのきっかけづくりとなるチャレンジナーはオープン参加とし、市民参加率は106%となった。 スポーツフェスティ赤磐は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。そのほかドッジボール大会を開催した。 | | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底など | スポーツ振興課 |

(1)-②性と生殖に関する健康と権利の重要性の普及・啓発

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施 策 内 容 に 対 す る 達 成 度 | | | | | 課 題 | 担当課 |
|-------------|---|---|--|-----------------------|------|-----|-----|-----|--|-------------------------|
| | | 3年度 | | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | |
| ①啓発・学習機会の充実 | 児童・生徒を対象に実施している、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※1.2））に関する学習や、エイズ・性感染症に関する知識の普及の充実を図ります。 | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、乳児ふれあい体験は実施していない。 ・各学校において、性教育年間指導計画に沿った学習ができる。 | | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | ・妊娠～出産までの経過やメディアを通して性犯罪に巻き込まれることの危険性について等、性に関する健康教室についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できていない。 ・性教育年間指導計画の中に性的なネット犯罪に巻き込まれないための学習内容を組み込むことを検討する。 | 協働推進課 学校教育課 健康増進課 |
| ②性教育の推進 | 児童・生徒に対して、発達段階に応じた性教育や保健に関する教育の充実を図ります。 | 保健指導の年間計画に沿って、児童の発達段階に応じて、養護教諭と連携を図りながら性教育の充実を図った。 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 性的なネット犯罪に関する指導の充実が課題である。 | 学校教育課 |

(2)さまざまな困難を抱える男女への支援

(2)-①ひとり親家庭等への自立支援

| 施策項目 | 施策内容 | 実施状況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|---------------|---|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|--------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①ひとり親家庭等の自立支援 | ひとり親家庭に対して、生活や就労等の相談を行うとともに、就業に向けた支援や児童扶養手当の支給などの自立支援を行います。 | 母子父子自立支援員等による相談、ハローワークと連携した就労自立促進事業の支援等を行った。また児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金の支給、医療費の助成、福祉資金の貸付を行い、ひとり親家庭等の自立支援を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 母子父子の自立に向けた情報の提供など、様々な制度について更新する広報が必要である。 | 子育て支援課 | |
| ②住居の確保に向けた支援 | 市営住宅の一般住居におけるひとり親家庭への抽選時における優遇措置を行います。 | 市営住宅管理に関してひとり親家庭の入居申込みなし | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 市内には、民間や県営住宅など、多様な住宅があるため、必要とされていない現状がある。 | 建設課 | |

(2)-②高齢者への支援

| 施策項目 | 施策内容 | 実施状況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-------------------|--|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|----------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①身近な地域での介護予防事業の充実 | 高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、介護予防事業の拡大・充実を図ります。 | 「いきいき百歳体操の集い」は、新型コロナの影響により休止⇒再開を繰り返したが、包括職員による会場訪問や、対策経費の助成支援、新規事業として介護予防ボランティアポイント事業を行った。 また、感染対策に留意し「さんさんカフェの開催を行い、閉じこもりの防止を図った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | コロナ禍により通いの場の休止や、参加者減少傾向がみられるため、感染対策に留意した会の再開や参加者増に向けた活動支援や介護予防の啓発など継続的に行う必要がある。 | 介護保険課 | |
| ②地域包括ケアシステムの構築・充実 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるように、「地域包括ケアシステム（※1.3）」の構築・充実を図ります。 | 住民の自主運営による「通いの場」の立ち上げ・継続支援を助成するとともに、住民相互による支え合いの仕組みづくりを目指し、ワークショップを開催するなど住民の支え合いの体制づくりを行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 住民による支え合いの担い手として、各種ボランティアやサポーターの養成事業を行うが、受講者が少なく、担い手募集や活動についての啓発や周知方法など検討が必要。 | 介護保険課 | |
| ③ひとり暮らし高齢者の独立防止 | ひとり暮らし高齢者が社会から孤立することなく地域で安心して暮らせるように、地域の見守り体制の構築、訪問活動の推進、外出機会の増加などを図ります。 | ・社会福祉協議会へ委託を行っている生活支援コーディネーターと協働することで、住民相互による支え合いの仕組みづくりを目指し、ワークショップを開催するなど、見守りや支援について話し合う協議体の設置に向けて取り組みを行った。 ・高齢者の交流の場として、いきいき百歳体操の集いを展開し、住民同士の見守り体制の構築を図るとともに、高齢者の異変などに早期発見・早期対応できるよう地域見守りネットワーク事業を推進した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 支え合いの地域づくりを目指し、フォーラムなど開催するも、若い世代の参加が少ない現状がある。幅広い年齢層の市民が参加できる内容や発信方法について検討する必要がある。 | 介護保険課 社会福祉課 | |
| ④相談、権利擁護事業の実施 | 地域包括支援センター（※1.4）において、高齢者やその家族に対してきめ細やかな相談や権利擁護事業を実施します。 | R3年度から地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、高齢者の総合相談窓口として、介護、認知症問題等の相談に対応している。 また、高齢者の権利擁護についての相談・支援や成年後見制度の普及啓発を図っている。 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 複合的な問題（生活困窮、精神障害の子など）を抱える高齢者の相談が増加傾向にあるため、他の関係機関との連携強化が必要である。 | 介護保険課 | |

(2)-③障害者への支援

| 施策項目 | 施策内容 | 実施状況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|----------------------------|---|--|------|-------------|-----|-----|-----|---|-------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①障害福祉サービス等の充実 | 障害者が地域で自立して生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。 | 自立支援給付や各種地域生活支援事業を中心とした総合的なサービスを提供した。更新の際に利用者や相談支援事業所から、利用しているサービスの内容や必要量について聞き取りを実施した。 また、子ども・障がい者相談支援センターの情報をもとに必要な課と連携を図った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 事業所サービスの質の向上が課題である。また、相談支援事業所の利用を促進することで、適切なサービス利用につながるよう連携体制の構築が必要である。 | 社会福祉課 | |
| ②市全域における「障害者差別解消法」の取り組みの推進 | 民間事業者などに「障害者差別解消法」に基づく不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について周知・啓発します。 市役所内では、「障害者差別解消法」に基づき、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁となるものを取り除きます。 また、市民に対して「障害者差別解消法」の趣旨を啓発し、共生社会の実現に向けた市民一人ひとりの取り組みを促進します。 | 市のホームページに掲載し、周知・啓発した。 赤磐市障害者自立支援協議会において、共生社会の実現に向けた協議、研修、啓発を実施した。 市役所内では、平成28年4月に定めた「赤磐市における障害を理由とする差別の解消を促進するための職員対応要領」により対応した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 共生社会に対する理解が深まるよう啓発方法を工夫し、取り組みを広めていく必要がある。 | 社会福祉課 | |

基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

(1) 暴力を防ぐ環境づくりの推進

（1）-①暴力の発生予防の推進

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|----------------|--|---|------|-------------|-----|-----|-----|---|--------------------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①広報・啓発の充実 | 市民や企業を対象に、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪などあらゆる差別や暴力を許さない意識を高めるための啓発を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> 啓発資料を窓口等へ設置し、情報提供を行った。 公共施設の女性トイレ等にDV相談カードの設置及び広報紙やホームページでの相談窓口の周知を図った。また、女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)及び児童虐待防止推進月間(11月)の啓発の一環として、期間中に、啓発物品を各公的施設窓口に設置するとともに、パープルリボン×オレンジリボンツリーを市役所正面玄関前に設置した。 成人式でDVカードを配布した。 商工会へ啓発資料や市広報紙を配布し、情報提供を行った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 各機関が連携した戦略的な啓発活動が必要である。 今後、関係するチラシ等を協働推進課のホームページに掲載し、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 子育て支援課 商工観光課 | |
| ②デートDVの啓発 | 主に若年層を対象に、広報紙やホームページ、人権学習の機会などを活用して、デートDVの加害者にも被害者にもならないようにするための啓発を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> 各校において、人権教育全体計画や年間計画の中に位置付けられており、指導を行った。 公共施設の女性トイレ等にDV相談カードの設置及び広報紙やホームページでの相談窓口の周知を図った。また、女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)及び児童虐待防止推進月間(11月)の啓発の一環として、期間中に、啓発物品を各公的施設窓口に設置するとともに、パープルリボン×オレンジリボンツリーを市役所正面玄関前に設置した。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 広報紙を活用して情報発信しているが、広報紙を読んでいる年代に偏りがある。 ホームページ・SNS等をより活用して、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 社会教育課 学校教育課 | |
| ③加害者への教育や指導の充実 | 国や民間団体による加害者への教育や指導についての取り組みを情報収集するとともに、関係機関と連携した取り組みの推進を図ります。 | <p>国や県、女性相談所等の関係機関による通知やチラシ、パンフレット等や新聞やインターネット等のメディアで情報収集するとともに、赤磐市DV被害者等相談支援ネットワーク連絡会議（市内連携組織）等の関係機関の会議において情報共有を行い、連携した取り組みの推進を図った。</p> <p>加害者教育プログラムについてのセミナーを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。</p> | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 収集した情報をどう新たに活用していくか検討が必要である。 | 協働推進課 | |
| ④自主防犯活動への支援 | 青少年への性犯罪などを防止するために、関係機関と連携・協力し、地域自主防犯組織の育成と活動支援を行います。 | 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため連絡会は実施できなかつたが、犯罪発生状況等の情報の共有や自主防犯団体活動に必要な物資は支給した。また、10月には自主防犯団体の集いを開催した。 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 不審者に関する情報など、緊急時に迅速に関係機関と連携していく必要がある。 | くらし安全課 | |

(2) 相談・支援体制の充実

(2)-①相談体制の充実

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|----------|--|--|------|-------------|-----|-----|-----|---|---|-----------------|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①相談窓口の周知 | 「DV相談窓口周知用カード」を市内公共施設や医療機関、商業施設等へ設置し、相談窓口の周知拡大を図ります。 | △各施設の女性トイレ等にDV相談カードの設置及び広報紙やホームページでの相談窓口の周知を図った。また、女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)及び児童虐待防止推進月間(11月)の啓発の一環として、期間中に、啓発物品を各公的施設窓口に設置するとともに、パープルリボン×オレンジリボンツリーを市役所正面玄関前に設置した。 ＊レオパードカードも同様に | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 広報紙を活用して情報発信しているが、広報紙を読んでいる年代に偏りがある。 ホームページ・SNS等をより活用して、随時情報を発信していく。 | 協働推進課 |
| ②相談体制の充実 | 弁護士による無料相談会の開催や、母子父子自立支援員・家庭児童相談員の相談窓口への配置、人権擁護委員など関係機関との連携などによる相談体制の充実を図ります。 また、被害を受けた方が相談しやすい環境整備に努めます。 | ・母子父子自立支援員や家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図った。 ・市主催で、弁護士による無料法律相談や、人権擁護委員や行政相談委員によるなよみこと・行政相談の開催等、関係機関との連携による相談体制を推進し、適切な対応・指導に努めている。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 相談月により、相談者の人数に偏りがある。また、複数回相談に訪れている人もいる。 相談できる場の広報・PR方法について考え、積極的な周知に努める。 | 協働推進課 子育て支援課 |
| | 市役所内関係課によるDV等相談支援ネットワーク連絡会議において、相談体制の充実方法などについて検討します。 | 市役所内の関係各課によるDV等相談支援ネットワーク連絡会議を開催し、各課の連携を強化し相談体制の充実を図った。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 関係機関との連絡調整が難しい。各機関の役割・機能を明確にし、日頃から連携をしていくことで、スムーズになるのではないか。 | 協働推進課 関係各課 |

(2)-②支援体制の充実

| 施策項目 | 施 策 内 容 | 実 施 状 況 | | 施策内容に対する達成度 | | | | | 課題 | 担当課 |
|-------------|---|---|------|-------------|-----|-----|-----|--|--------------------------|-----|
| | | 3年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | |
| ①DV被害者等への支援 | 被害者等の緊急一時保護や自立に向けて、岡山県女性相談所や警察等の関係機関と連携し、DV防止法に基づく支援等を行うとともに、避難施設等に関する情報の収集に努めます。 | 令和3年度も新型コロナウイルスの影響からか、例年より相談が多くなった。相談内容に応じて、関係機関及びDV等相談支援ネットワーク連絡会議の関係各課と連携して適切に対応しました。 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 支援をしていくのは大変である。関係課、関係機関との連携が大事。DV等相談支援ネットワーク連絡会議の運用面で迅速に対応するために連絡を密に行っていく。 | 協働推進課 子育て支援課 社会福祉課 | |
| | 市営住宅管理に関してDV被害者等の支援に関する要請なし | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 相談があったときは、支援できるように体制を整えておく。 | | |